

日本国政府
GOVERNMENT OF JAPAN

在留カード
RESIDENCE CARD

番号 UH28136808EA
No.

氏名 NGO THUY DUNG
NAME

生年月日 1998年08月14日 性別 女 F. 国籍・地域 ベトナム
DATE OF BIRTH Y M D SEX NATIONALITY/REGION

住居地 神奈川県横浜市金沢区六浦南二丁目28番13号 湘南スカ
ADDRESS イハウス六浦101

在留資格 特定活動

STATUS Designated
Activities

就労制限の有無 指定書により指定さ
れた就労活動のみ可

在留期間 (日)

PERIOD 6月 (2026年03月03日)
(DATE OF EXPIRATION) M Y M D

許可の種類 在留資格変更許可 (東京出入国在留管理局長)

許可年月日 2025年09月03日 交付年月日 2025年09月03日

このカードは 2026年03月03日まで有効 です。

PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD



出入国在留管理局
東京地方支庁
審査官
2025.09.03

住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2025年9月17日	千葉県松戸市南花島253番地の6 ノーリーズン松戸204号	
資格外活動許可欄		在留期間更新等許可申請欄

指 定 書

DESIGNATION

氏 名

Name

NGO THUY DUNG

国籍・地域

Nationality/Region

ベトナム

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。

According to the regulation stipulated in the low column of Annexed Table 1-5 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, the above mentioned person is permitted to engage in the activities designated as follows.

「特定技能」の在留資格(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一のこの表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。)をもって在留することを希望する者が、下記の本邦の公私の機関との契約に基づいて、当該機関の業務に従事する活動

記

機関名:株式会社 Kings Know

(本店所在地:東京都渋谷区渋谷2-12-9 エスティ青山ビル7階)



日本国法務大臣
MINISTER OF JUSTICE JAPANESE GOVERNMENT